

一般社団法人 S I E N 会員規程

この規程は、一般社団法人 S I E N（以下「当会」という。）の目的に賛同する会員に係る事項について定めるものである。

（会員の入会）

第1条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員として入会しようとする者は、次の各号のすべての要件を満たさなければならない。

- （1）当会の活動に寄与すると理事会が認めた者であること。
- （2）特定技能制度に関連のある士業者、もしくは特定技能所属機関、又は特定技能所属機関になろうとする者

3 当会の正会員になろうとする者は、当会の正会員2名以上の推薦を必要とする。

4 入会申込者又はその役員が次の各号の一に該当するとき、又はこれに準ずる事由により会員として相応しくないと理事会が認めるときは、当該入会申込者の入会は認めない。

- （1）刑事事件（微罪を除く。）の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されている者
- （2）納税に関し、反則事件として調査を受け、告発されている者
- （3）業務上遵守すべき行政法令等に違反しており、又は関係官庁の処分に従っていない者
- （4）銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失っている者
- （5）本人、役員又は使用人のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、当会の信用を失墜させるおそれがあると認められる者

5 過去に会員であった者の再入会においては、過去において除名の処分を受けたことがなく、かつ現在において未納会費がない者でなければならない。

6 理事会において入会の可否を決定したときは、メールにより、入会申込者に通知する。

7 会員証明書は、賛助会員にのみ発行する。

- 8 会員証明書は、入会承認の通知と同時に送信される翌月分の賛助会費の着金確認が取れた後、速やかにメールにて送信する。

(特別会員の入会)

第2条 特別会員の入会については、理事会において個別に承認するものとする。

(会員名簿に関する情報の取り扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、当会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 原則として会員名（当該会員が個人事業主であるときは、個人名又は屋号）及び本店所在地の都道府県は、当会ウェブサイト上に公開されるものとする。

- 3 会員名簿に登録された個人に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(退会)

第4条 会員が退会しようとするときは、退会希望日の前月の末日までに、所定の退会届を当会に提出しなければならない。

- 2 前項の退会届が提出された場合、提出日の翌月の末日をもって退会日とする。

- 3 前2項にかかわらず、会員からの退会届提出前に、当該会員の処分手続が開始されている場合には、退会届を受理しないことができる。

(会費の納入)

第5条 会員は、第5条ないし第6条に従い、入会金、会費及び臨時会費を納入しなければならない。

- 2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、年会費、臨時会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(入会金)

第6条 正会員の入会金は、10万円とする。

- 2 賛助会員の入会金は、これを無償とする。

(会費)

第7条 正会員の会費は、月額3万円、賛助会員の会費は月額1万円とする。なお、会費は翌月分を先払いとする。

- 2 会費は、指定口座宛に入金する方法により納入するものとする。

(入会金及び会費の免除)

第8条 正会員の入会金及び会費はこれを免除することができる。入会金及び会費の免除に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(臨時会費)

第 9 条 当会の運営上、特に必要と認めた場合、当会の社員総会の決議を経て臨時会費を徴収することができるものとする。

2 臨時会費は、当会の請求に基づき、請求月の翌月末までに指定口座宛に入金する方法により納入するものとする。

3 前 2 項の臨時会費は、賛助会員は負担しない。

(届出)

第 10 条 会員は、その名称、住所、代表者又は連絡先等に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(変 更)

第 11 条 この規程は、当会の理事会の決議によって変更することができる。

付則 (令和 5 年 6 月 2 2 日 改訂)

第 1 条 本規定は令和 5 年 6 月 2 2 日より施行する。

付則 (令和 7 年 4 月 1 日 改訂)

第 1 条 本規定は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。